

# 福祉生活病院常任委員会資料

(平成23年6月21日)

〔件 名〕

- 1 緊急雇用創出事業の予備枠による事業の追加実施について  
(環境立県推進課)・・・1
- 2 三光(株)から鳥取県への国内クレジット寄附について  
(環境立県推進課)・・・2
- 3 鳥取砂丘再生会議の取組紹介イベントの開催について  
(砂丘事務所)・・・3
- 4 平成23年度鳥取砂丘夏季ボランティア除草の開始について  
(砂丘事務所)・・・4
- 5 第2回生食肉に関する安全性調査会の概要について  
(くらしの安心推進課)・・・5
- 6 鳥取県「イノシシ・シカ」解体処理衛生管理ガイドラインの概要について  
(生産振興課・くらしの安心推進課)・・・7

生活環境部

## 緊急雇用創出事業の予備枠による事業の追加実施について

平成23年6月21日

環境立県推進課

1 緊急雇用創出事業の県事業予備枠を活用して追加実施することとした事業費

2,308千円

2 追加実施事業の内訳

所属名	事業名	雇用 創出 人数	期 間	執 行 予定額 (千円)	事 業 内 容
6月7日までに追加実施を決定した事業					
西部総合事務所 生活環境局	浄化槽台帳及び食 品営業許可関係台 帳整理	1	6月～ 11月 (6か月)	954	東日本大震災の被災避難者を雇用し、浄化槽台帳及び食品営業許可関係台帳整理を行う。
6月補正関連事業（6月補正予算の成立後実施予定）					
環境立県推進課	とっとり自然学校 (仮称) 推進事業	1	9月～ 翌2月 (6か月)	1,354	県内の自然体験活動プログラムが一目で把握できるように情報を一元管理し、情報提供を行う「とっとり自然学校(仮称)」の運営に係る業務を行う。 ○とっとり自然学校検討会の運営 ○自然体験活動団体の体験プログラムの情報収集・分類作業 ○とっとり自然学校ホームページの管理運営
計		2		2,308	

【参考】緊急雇用創出事業の概要

平成20年度の国の2次補正予算により創設された「緊急雇用創出事業臨時特例基金」(財源：国10/10)を活用し、失業者に対する短期の雇用・就業機会の創出・提供を図るもの。

緊急雇用創出事業臨時特例基金額（緊急雇用創出事業充当分）

H20年度国2次補正 15.7億円

H21年度国補正 36.2億円 累計51.9億円

# 三光（株）から鳥取県への国内クレジット寄附について

平成23年6月21日

環境立県推進課

## 1 概要

三光株式会社（代表取締役社長 三輪 陽通）が、同社の潮見工場（境港市）で認証を受けた国内クレジット340t-CO<sub>2</sub>（H23.3.24認証）のうち100t-CO<sub>2</sub>を県に寄附されます。

なお、同社のCO<sub>2</sub>削減量は、廃棄物処理工場においてボイラーの余剰蒸気を利用する発電機を導入されて得られたものです。

## 2 寄附された国内クレジットの用途（オフセット先）

県では寄附された国内クレジットを公用車35台が排出するCO<sub>2</sub>のオフセットに使う予定です。なお、公用車にステッカーを貼り、寄附されたクレジットでカーボンオフセット\*をしていることをPRする予定です。

（参考）平成22年度は本庁公用車54台で182tを排出。

※カーボンオフセット：排出した二酸化炭素などの温室効果ガスを、植林、自然エネルギーを利用した発電、省エネルギー設備への転換などで吸収あるいは削減して、排出に見合った分の埋め合わせをしようという概念。二酸化炭素(carbon dioxide)の排出を相殺(offset)するという意味から、カーボンオフセットとよばれる。

## 3 贈呈式

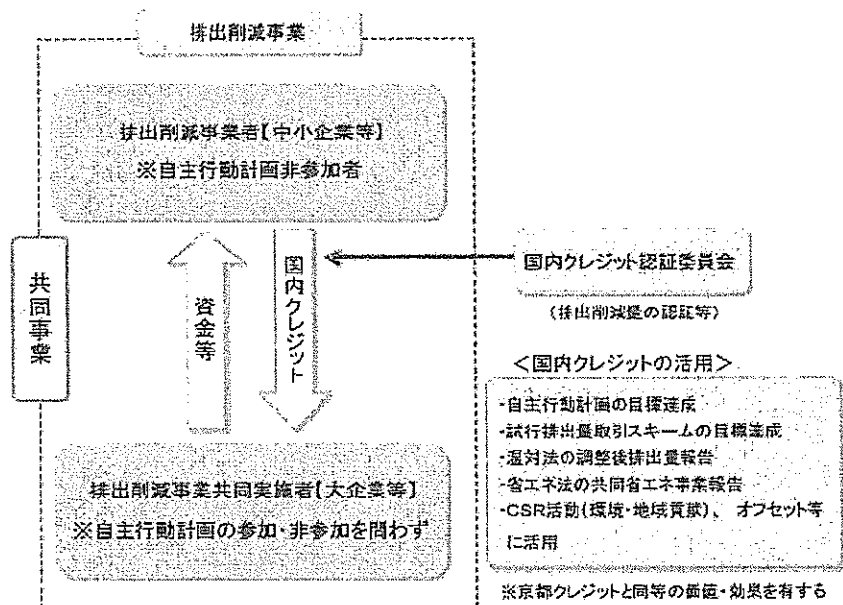
日時 7月1日（金）午後4時45分から

会場 西部総合事務所 第4会議室

出席者 三光株式会社 代表取締役社長 三輪 陽通、鳥取県知事 平井 伸治ほか

## 4 国内クレジットとは

京都議定書目標達成計画（平成20年3月28日閣議決定）において規定されている、大企業等による技術・資金等の提供を通じて、中小企業等が行った温室効果ガス排出削減量を認証し、自主行動計画等の目標達成等のために活用できる制度。平成20年10月に政府全体の取組みとして開始。



# 鳥取砂丘再生会議の取組紹介イベントの開催について

平成23年6月21日  
砂丘事務所

## 鳥取砂丘再生会議が伝えるメッセージ

～砂丘が好き！ 鳥取砂丘はみんなの誇り！～

### 1 イベントの目的

鳥取砂丘再生会議の取り組みを紹介し、鳥取県が世界に誇る鳥取砂丘を、県民みんなで守り、次の世代に引き継いでいくことの大切さを知ってもらうとともに、鳥取砂丘再生会議（保全再生部会調査研究会）が行っている鳥取砂丘の研究成果を基に、身近な砂丘の知られざる自然のメカニズムについて分かりやすく解説し、県民の砂丘への関心や理解を深める契機とする。

### 2 開催概要

- (1) 時期 平成23年7月16日（土）
- (2) 場所 とりぎん文化会館第一会議室、フリースペース（鳥取市尚徳町）
- (3) 主催 鳥取砂丘再生会議
- (4) 共催 鳥取県、鳥取市
- (5) 参加者 一般県民等
- (6) 内容
  - ア 開会式
  - イ 表彰式（団体：鳥取県知事表彰、個人：鳥取市長表彰）
    - ・鳥取砂丘の保全再生活動に顕著であった団体、個人を表彰
  - ウ 基調講演「山陰海岸ジオパークを10倍楽しむ方法」
    - ・鳥取砂丘再生会議会長、山陰海岸ジオパーク推進協議会学術顧問 西田 良平
  - エ 鳥取砂丘再生会議の取組紹介
    - ・鳥取砂丘ランド・デザイン行動計画、保全再生部会・利活用部会の取組など
  - オ 鳥取砂丘再生会議保全再生部会調査研究会による調査・研究発表
    - ・知っているようで知らない鳥取砂丘を解き明かす。（6テーマ）
  - カ 企画展示
    - フリースペースにて同時開催
    - ・パネル、写真展示、アンケート調査等
    - ・鳥取砂丘・山陰海岸ジオパークをデジタル映像で紹介
- (7) 日程

13:00～13:20	20分	①開会式 ②鳥取砂丘保全再生活動表彰式	とりぎん文化会館第一会議室
13:20～14:20	60分	③基調講演	〃
14:20～14:50	30分	④鳥取砂丘再生会議の取組紹介	〃
14:50～15:00	10分	休憩	
15:00～16:30	90分	⑤調査・研究発表（6テーマ）	〃
【同時開催】 13:30～17:00		企画展示	とりぎん文化会館フリースペース

## 平成23年度鳥取砂丘夏季ボランティア除草の開始について

平成23年6月21日  
砂丘事務所

鳥取砂丘再生会議（会長 <sup>にしだりょうへい</sup>西田良平 放送大学鳥取学習センター所長）では、県民の皆様と一緒に  
なって美しい鳥取砂丘を取り戻すため、本年度も夏季ボランティア除草を実施します。

### 記

- 1 実施期間 7月22日（金）～9月4日（日）の金・土・日曜日の午前6時から2時間程度。  
（ただし、8月12日（金）から14日（日）までの間は中断）
- 2 場 所 鳥取砂丘地内  
（鳥取市営駐車場鳥取砂丘お知らせ処に集合し、除草区域まで移動して除草実施）

### 3 その他参考

#### （1）ボランティア除草活動の実績

年 度	延参加人数（人）	除草面積（ha）	備 考
H16	371	12.0	
H17	904	16.0	
H18	2,117	20.3	夏季
H19	3,207	28.7	夏季
H20	3,309	44.8	夏季
H21	3,708	43.7	夏季
H22	5,599	42.9	通年 観光客の除草体験985人含む

※平成21年度までは夏季のボランティア除草が中心。

平成22年度は、夏季ボランティア除草に加え、通年で団体によるボランティア除草を受入れ。  
また、土日を中心にした観光客の除草体験を実施。

#### （2）案内・申込用紙の主な配布先

とりぎん文化会館、わらべ館、鳥取砂丘こどもの国、サンドパルとっとり、鳥取市観光案内所、  
「道の駅」、鳥取空港、県民課及び各総合事務所県民局、鳥取市各総合支所、公民館など。  
砂丘事務所ホームページにおいても掲載予定。

#### （3）鳥取砂丘再生会議の概要

ア 目 的 鳥取砂丘の保全再生と適切な利用に向けて、様々な人々の協働による取組を推進  
し、もって鳥取砂丘の優れた環境を次世代に確実に引き継いでいくとともに、鳥取  
砂丘及びその周辺地域の活性化に資する。

#### イ 事 業

（ア）鳥取砂丘の保全再生の取組の促進及び除草作業等必要な事業の実施

（イ）鳥取砂丘の適切な利活用の促進及び鳥取砂丘の魅力情報を発信するイベントの推進

#### ウ 構 成

会 長 西田 良平（放送大学鳥取学習センター所長）

構 成 員 地元関係団体、民間事業所、大学・行政等の関係機関など

エ 経費負担 県1/2、鳥取市1/2

## 第2回生食肉に関する安全性調査会の概要について

平成23年6月21日  
くらしの安心推進課

今般の食中毒事件を踏まえ、県として現時点における生食用食肉の衛生的な取扱いについて早急に検討するため、5月31日に「第1回鳥取県生食肉に関する安全性調査会」を開催したところです。

その第2回を下記のとおり開催しましたので、お知らせします。

### 記

1 日 時 平成23年6月14日（火）14時から16時まで

2 出席者

(1) 委員

所 属	役 職	氏 名	備考
鳥取短期大学 生活学科	教授	野津あきこ	座長
鳥取大学農学部 獣医学科	教授	村瀬敏之	
大山ハム株式会社 生産部	取締役部長	植田三男	
社団法人 鳥取県食品衛生協会	会長	望月進	欠
鳥取県食肉生活衛生同業組合	理事長	西山善博	
(県)健康政策課 感染症・新型インフルエンザ対策室	室長	松本尚美	欠
(県)食肉衛生検査所	所長	野々内繁男	
(県)衛生環境研究所 保健衛生室	室長	井田正巳	

(2) オブザーバー 飲食店（焼肉店）経営者 加藤正義氏

(3) 県 生活環境部次長、くらしの安心局長 ほか

3 調査会の概要

(1) 協議事項及び主な意見

- ① 各取扱施設（処理場、販売店、飲食店）で行うべき食肉処理や衛生管理の内容
  - ・生食用食肉の処理はリスク分散の観点からも各段階で処理すべきであり、飲食店のみで処理すればよいというものではない。
  - ・食肉処理における筋膜、スジ等を取り除くトリミングと生食用として提供するためのトリミングは異なるが、現在の通知では不明確。明確にすべき。
- ② 食肉のトリミング及び包丁・まな板等の消毒について実効性のある手法の検討
  - ・肉の表面を加熱してからトリミングすればリスクはかなり低減される。
  - ・器具の消毒は83℃の温湯と同等の殺菌効果がある温度と時間で行えばよい。(例75℃1分)
  - ・飲食店及び食肉処理業者においては、「野菜」「内臓」「肉」「生食用」で調理器具等を使い分けるべき。
  - ・飲食店では、国の基準に書かれているような切るたびに包丁やまな板を変える方法は時間と労力がかかりすぎてコストがかかる。

- ③ 各取扱施設での衛生管理上の自主検査の必要性（検査項目や検査頻度の検討）
- ・自主検査は自らの衛生管理が出来ているかの確認であり、定期的に行う必要がある。
  - ・自主検査の項目は衛生基準に示されたサルモネラ、糞便系大腸菌群でよい。
  - ・健康保菌者等もいるので感染予防の観点から、調理従事者等の検便検査が望まれる。
- ④ ①～③で検討した処理や衛生管理を行った場合の生食用食肉のリスクについて
- ・牛の肝臓内部にはカンピロバクターがかなりの確率（10～25%）で存在することが分かっている。牛生レバーの生食用としての提供は禁止すべき。
  - ・細菌を付着させた食肉をどんなに衛生的にトリミングしても、汚染が完全には除去できないという実験結果もある。
  - ・飲食店や消費者に対し、食肉の生食は食中毒のリスクが伴うことを周知すべき。

(2) 今後の予定

- ・これまでの議論を踏まえ、県としての「生食用食肉の衛生基準（案）」を作成し、第3回調査会（7月4日開催予定）で議論する。

4 その他【緊急監視（立入り検査）の結果（最終報）】

生食用食肉の衛生基準	基準の適合状況							立入り 施設数
	○	○	○	○	×	×	×	
トリミング	○	○	○	○	×	×	×	
手指器具消毒	○	○	×	×	○	×	×	
自主検査	○	×	○	×	×	○	×	
食肉処理業	1	2	0	1	0	0	0	4
食肉販売業	0	0	0	0	0	0	1	1
飲食店	2	61	0	30	42	2	32	169
計	3	63	0	31	42	2	33	174

# 鳥取県「イノシシ・シカ」解体処理衛生管理ガイドラインの概要について

平成23年6月21日

生産振興課・くらしの安心推進課

## 1 ガイドライン作成の目的

野生動物(イノシシおよびシカ)の肉を販売するためには、食品衛生法施行条例に基づき許可を取得した食肉処理施設で衛生的に処理するとともに、狩猟者や処理業者が捕獲した野生動物を食用として扱えるかどうか正確に判断する必要があります。

そこで、野生動物の地域資源としての活用促進と、消費者に安全・安心な肉を供給することを目的に、鳥取県「イノシシ・シカ」解体処理衛生管理ガイドライン(別紙)を作成しました。

## 2 ガイドラインの内容

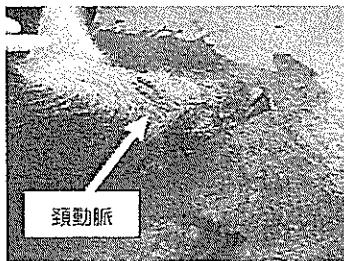
### 【ガイドライン】

- 第1章 ガイドラインの目的……………安全な獣肉提供、生食用は対象外
- 第2章 対象とする野生動物……………イノシシ、ニホンジカ
- 第3章 用語の定義……………止めさし、放血、と体等の用語説明
- 第4章 狩猟者等が遵守すべき事項……………止めさし、運搬方法、外見異常の確認等
- 第5章 飼育者が遵守すべき事項……………動物用医薬品等の適正使用
- 第6章 処理施設の構造基準……………温湯設備、吊り下げ施設の設置
- 第7章 処理業者の講ずべき衛生的措置基準……………解体時の確認項目
- 第8章 食肉の製品検査……………製品検査の方法
- 第9章 出荷・販売に係る措置……………生食禁止、出荷記録保存

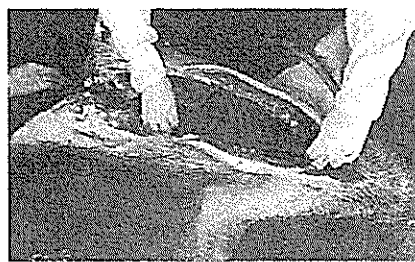
### 【参考資料】

- (1)衛生的な解体処理方法(具体例)……………解体の流れとポイントを写真付きで説明
- (2)人獣共通感染症……………E型肝炎ウイルス等注意すべき感染症を紹介

<衛生的な解体処理方法における説明写真の例>



<写真2> 放血は、頸部にある頸動脈



<写真13> 腹腔内を水で洗い流す



<写真20> 第5,6肋骨の間で枝肉を前後に分割

## 3 ガイドラインの活用方法

以下の方法で公表し、普及・指導の資料として活用する。

○県ホームページでの公開

○各総合事務所の被害相談窓口、改良普及員、市町村・農協等の担当職員、猟友会員等に配布し、衛生的な獣肉利用の技術普及を行う。

○研修会でのテキストとして利用する。